

独立行政法人産業技術総合研究所役員災害補償規程

17規程第18号

平成17年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)の役員の業務上の事由又は通勤による負傷、障害又は死亡に対して研究所が行う補償(以下「役員災害補償」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(役員災害補償)

第2条 研究所は、役員の業務上の事由又は通勤による負傷、障害又は死亡について、当該役員又は当該遺族に対し、次に掲げる役員災害補償を行う。

- 一 遺族補償
- 二 後遺障害見舞金
- 三 入院見舞金
- 四 手術見舞金
- 五 通院見舞金

2 前項の規定にかかわらず、研究所は、第9条の規定により研究所が加入した傷害保険の約款に基づき当該保険金が支払われない場合は、役員災害補償を行わない。

(遺族補償)

第3条 研究所は、役員の死亡が業務上の事由又は通勤による場合は、当該遺族に対し、5,000万円を遺族補償として支給する。ただし、当該役員が次条の後遺障害見舞金を支給された後、当該後遺障害見舞金を支給されることとなった負傷が再発し死亡した場合は、支給すべき遺族補償の額から既に給付を行った後遺障害見舞金の額を差し引いた額を支給する。

(後遺障害見舞金)

第4条 研究所は、役員が業務上の事由又は通勤による負傷が治癒した場合において、身体に障害が存するときは、当該役員に対して、その障害の程度に応じ、前条の遺族補償の額に100分の3を乗じて得た額から同条の遺族補償の額に100分の100を乗じて得た額の範囲内の額を後遺障害見舞金として支給する。

(入院見舞金)

第5条 研究所は、役員が業務上の事由又は通勤による負傷又は障害のため入院した場合は、当該役員に対して、1日当たり1万円を入院見舞金として支給する。

(手術見舞金)

第6条 研究所は、役員が前条の規定する入院後手術した場合は、当該役員に対し、その手術の種類に応じ、前条の1日当たりの入院見舞金の額に10を乗じて得た額から同条の1日当たりの入院見舞金の額に40を乗じて得た額の範囲内の額を手術見舞金として支給する。

(通院見舞金)

第7条 研究所は、役員が業務上の事由又は通勤による負傷又は障害の治療のため通院した場合は、当該役員に対して、1日当たり5,000円を通院見舞金として支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第8条 労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第42条から第45条までの規定は、第3条の遺族の範囲及び順位について準用する。

(傷害保険)

第9条 研究所は、役員災害補償に備えるため、役員を被保険者とする傷害保険(以下「傷害保険」という。)に加入する。

2 傷害保険の保険金の受取人は研究所とし、研究所は当該保険金の全額を役員災害補償に充てるものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。